

道路法第24条・第32条申請者 各 位

道路管理者
寒河江市長 佐藤洋樹
(公印省略)

冬期間の工事における市道の除雪及び安全管理の徹底について

日ごろ、道路行政につきましては、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。さて、冬期間における道路管理については、地域の産業経済活動と市民生活の安全を図るために、円滑な交通網を確保すべく除雪計画を策定し、市道の除雪作業を行っております。つきましては、市道における貴殿発注の工事現場内の除雪は下記の内容により対応くださるようお願い申しあげます。

記

1. 除雪期間（令和4年12月1日～令和5年3月5日）において片側交互通行等の制限を行って工事を施工している場合、工事区間については発注者の責任において、工事請負者が除雪を行うことを原則とします。
2. 当該工事が片側交互通行の制限を行っている場合、車両の通行可能な幅員が3m以上で安全施設（バリケード等）管理について支障がない場合は、その除雪方法については別途道路管理者と協議を行ってください。
3. 除雪については、市の一斉除雪出動時に該当区間の除雪を行うこととし、午前8時までに完了させてください。
4. 当該工事が全面通行止の制限を行って施工している工事については、工事区間だけでなく、その制限を行っている区間及び関連する道路について除雪を行うよう指導してください。
5. 全面通行止の制限区間であっても、工事未施工区間や仮舗装まで施工済で道路管理者が除雪作業を行っても支障がない区間については、その除雪方法について別途道路管理者と協議を行ってください。
6. 積雪時、当該工事区間における段差解消や工事看板の設置等、適切な安全管理のうえ、工事を施工するようにしてください。
7. その他、疑義がある場合は道路管理者と協議してください。